平成２１年（フ）第２５２３号
福岡市博多区築港本町８番７―407号
債務者　片山　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２８号
福岡市博多区那珂３丁目27番17―207号
債務者　土井　達児
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５０号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目14番13号
債務者　小島　初代
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５２号
福岡市西区西の丘３丁目14番２号
債務者　内田　光子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６９号
福岡市博多区千代３丁目18番３―907号
債務者　古川　悦子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５９８号
福岡市早良区内野５丁目５番３号
債務者　島上晃一郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０５号
福岡市南区南大橋１丁目11番22号
債務者　重岡　　進
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２８号
福岡県大野城市下大利団地34番201号
債務者　小川　順右
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３５号
福岡市早良区梅林７丁目18番11号
債務者　東島友紀子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５２号
福岡市南区清水２丁目20番４―802号
債務者　尾座　君江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５４号
福岡市南区長住３丁目41番401号
債務者　小林　光秀
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６７号
福岡市東区城浜団地80番106号
債務者　松尾　美雪
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７０号
福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地125
債務者　加世田　進
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７１号
福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地125
債務者　加世田澄子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７５号
福岡市城南区別府４丁目８番16号　打越ビル502号室
債務者　田　　宇
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８１号
福岡市早良区原４丁目22番12―501号
債務者　藤田千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８３号
福岡市早良区野芥３丁目６番13号
債務者　古西　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０８号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―1102号
債務者　有田　明子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２６号
福岡市博多区吉塚１丁目22番８―101号　サンシャイン吉塚
債務者　ＡＵＳＭＥＩＥＲ　ＧＥＲＨＡＲＤ　ＢＥＲＮＨＡＲＤ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部